

## まちづくり審議会規則

平成 11 年 9 月 10 日規則第 76 号  
(改正 平成 22 年 11 月 30 日規則第 50 号)

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) まちづくり基本条例（平成 11 年兵庫県条例第 29 号）第 10 条第 2 項の規定によるまちづくり基本方針の決定又は変更に関すること。
  - (2) 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 4 項の規定による県の意見に関すること。
  - (3) 法第 9 条第 1 項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告に関すること。
  - (4) 法第 9 条第 7 項の規定による勧告に従わなかった旨の公表に関すること。
  - (5) 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成 17 年兵庫県条例第 40 号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 項又は第 6 条第 1 項の規定による知事意見書若しくは知事再意見書の作成又は意見を有しない旨の通知に関すること。
  - (6) 条例第 10 条第 1 項の規定による必要な措置を講ずべきことの勧告（同項第 3 号に該当する場合に限る。）に関すること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、まちづくりの推進に関する重要事項に関すること。
- 2 審議会は、まちづくりの推進に関する事項について、知事に建議することができる。

### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 17 人以内で組織する。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

### (委員及び専門委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
  - (2) 県議会の議員
  - (3) 市町の長
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
  - 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員は、再任されることができる。
  - 5 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、その任を解くものとする。

### (会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長 1 人及び副会長 2 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する順位により、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。
- 6 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年9月17日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則 (平成22年11月30日規則第50号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月3日から施行する。

(大規模小売店舗等立地審議会規則の廃止)

- 2 大規模小売店舗等立地審議会規則(平成12年兵庫県規則第97号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてまちづくり政策審議会の委員である者の任期は、改正前のまちづくり政策審議会規則第4条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(招集の特例)

- 4 施行日以後最初に開かれるまちづくり審議会は、改正後のまちづくり審議会規則第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。